

第 77 回倫理委員会議事要旨（2022 年 4 月 4 日）

I 日時：

2022 年 4 月 4 日（月）16:00～18:00

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、太田秀哉（※）、
小貫裕文、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆
福川裕徳オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

小倉加奈子（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則改正最終案について

担当副委員長から、倫理規則改正の最終案について、3月28日に開催された第4回倫理委員会有識者懇談会での議論を含めた説明がなされた。

具体的には、2021年11月22日に公表した倫理規則改正の公開草案に対して寄せられたコメントのうち、適用時期、報酬、非保証業務、守秘義務に関するコメントについて説明がなされ、その後、有識者懇談会における意見及び協会としての対応案を含めて説明がなされた。

また、非保証業務の提供に関する規定については、公開草案へのコメント、有識者懇談会における委員の意見、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）における非保証業務の提供に関するガイダンスの公表スケジュール等を踏まえ、1年間の適用猶予を選択可能とする経過措置（原則適用は2023年4月1日とするが、2024年3月31日までに契約し業務を開始した非保証業務については旧規定を適用できることとする。）を設けることを提案し、倫理委員会の開催前に聴取した有識者懇談会の委員からの意見とともに、その内容について説明がなされた。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、倫理規則改正の最終案を4月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 適用時期に関して、当初の予定どおり国際的に足並みを揃えることを支持する。ただ、実務に及ぼす影響が大きい事項が含まれているため、改正後の倫理規則が適切に遵守されるように、十分な周知等の支援を行うべきである。そのことを公開草案に対するコメントに対する回答に含めるとよいのではないか。また、今回は改正事項が多いため、可能な限り協会として支援するとともに、国際的に足並みを揃えて、IESBA 倫理規程と同時期に適用を開始するという姿勢や考え方を、改めて明確に示す方がよいのではないか。

(ご意見への対応)

いただいたご意見も踏まえて、検討を進めていく旨を回答した。

- 公開草案へのコメントや有識者懇談会での意見への対応が適切に行われており、最終案の内容で結構である。

2. 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」の公開草案について（非保証業務以外）

担当副委員長から、昨年 11 月に公開草案として公表した新しい倫理規則に基づいた実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」（仮称）の公開草案の内容について、主に、守秘義務や勧誘、紹介手数料・仲介料、報酬等に関して、前回の倫理委員会からの変更点等についての説明がなされた。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、公開草案を 4 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 社会的影響度の高い事業体の監査業務における報酬関連情報の開示に関する Q&A について、「基本的には、会計事務所等が、倫理規則で求められる報酬関連情報全体の開示を行うことが適切と考えられる。ただし、監査役等との協議の結果、監査業務の依頼人が開示を行う場合は、有価証券報告書又は事業報告において開示されることになると思われる。」と記載されているが、この記載では、会計事務所等が一義的に開示することが強調されすぎてしまい、依頼人は開示を行わなくてよいと思われてしまうのではないか。

(ご意見への対応)

倫理規則では、まず監査業務の依頼人の監査役等と報酬情報を開示する意義について協議を行った上で、依頼人が開示しない場合には、会計事務所等が開示することとなっている。しかし、利用者の観点から見ると、開示場所が統一されている方が利便性も高いため、実務的な観点等も踏まえ、現在の記載としている旨を回答した。

- 報酬関連情報の開示を監査報告書において行うということは、監査報告書の実務等との

関係で、他の委員会との連携が必要になると考えられるが、協議は行われているのか確認したい。

(ご意見への対応)

関係委員会との間で議論を進めている旨を回答した。

◆ 協議事項

1. 倫理宣言について

担当副委員長から、倫理宣言の文案について説明がなされた。具体的には、倫理規則の基本原則に基づいた宣言の内容について説明がなされた。

倫理宣言は、自らを律する行動規範としての倫理規則を遵守し、その基本原則の趣旨及び精神に従って行動し、職業倫理の実践に努めることを宣言するものとして作成する文書である。五つの基本原則及び独立性について、それぞれコンパクトに宣言を記載している。

【主なご意見】

- 独立性を含めるべきかどうかは悩ましい。基本原則でまとめるという考え方もよく理解できるが、独立性は非常に重要な概念でもある。なお、この宣言の趣旨を踏まえると、文末は「宣言する」という文言で終わらせた方が適切である。

(ご意見への対応)

いただいたご意見も踏まえ、検討を進めていく旨を回答した。

2. テクノロジーNAM (Non-authoritative material) について

担当副委員長から、IESBA のテクノロジー・ワーキンググループと共同で検討している、テクノロジーに関する非公式な文書 (Non-authoritative material : NAM) について説明がなされた。

NAM は、IESBA 倫理規程の利用者が、その適用に当たっての理解を深めるためのガイダンスを提供するものである。今回検討しているテクノロジーNAM は、進化したテクノロジーが職業会計士の倫理的行動に与える影響について、具体的なシナリオを用いて、留意点や参照すべき倫理規程を示すものとなっている。

現在、七つのシナリオを作成しており、今回の倫理委員会では、そのうちの二つのシナリオ (シナリオ D 及び E) について説明がなされた。

【主なご意見】

- シナリオについて、どこまで IESBA 倫理規程の本文に忠実に作成するのか確認したい。

(ご意見への対応)

基本的には、IESBA のルールを具体的にどのように適用すべきかということを示しており、個別の状況に照らした文章になるようにアレンジはしているものの、基本的な内容は IESBA 倫理規程を基に作成している旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA ボード会議報告（3月）

担当副委員長から、IESBA ボード会議報告（3月）について説明がなされた。具体的には、「PIE の定義」のロールアウト、戦略と作業計画、タックス・プランニング等のプロジェクトの検討状況が説明された。また、今回のボード会議から、新議長の Gabriela Figueiredo Dias 氏（ポルトガル証券市場委員会 元議長）が参加している旨の説明があった。

【主なご意見】

- タックス・プランニングについて、日本では、公認会計士だけではなく税理士も業務を行っているため、検討に当たっては、その点も踏まえる必要があると考える。

（ご意見への対応）

いただいたご意見も踏まえ、対応について検討する旨を回答した。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp